改　　正　　後

「電算関係税関業務事務処理要領」（税関手続関連 共通編）　−共通手続−

第１章　（省略）
第２章　共通事項
　第１節　（省略）
　第２節　汎用申請関係手続
　　システムを使用して汎用申請対象手続を行う場合は、この節の定めるところによる。
　　ただし、国際観光旅客税の納付に関する手続について、汎用申請を利用して行う場合は、後記第２１節（国際観光旅客税納付関係手続）を参照すること。
　　１から４まで　（省略）
　　［付表］汎用申請対象手続一覧（手続別特記事項）
　　【監視関係】　（省略）
　　【通関・収納・評価・関税鑑査官・調査統計・通関業監督官・訟務関係】
　　官署制限：申請官署制限手続
　　時間外　：時間外執務要請届が必要な手続
　　手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続
　　通関士　：通関士審査必要手続（申請を代理する場合に限る。）

申請手続種別コード	手続名称	官署制限	時間外	手数料等	通関士	特記事項
（省略）						
S53	黒鉛電極に課された不当廉売関税に係る還付申請					−
S54	ニッケル系ステンレス冷延鋼板類に課された AD 関税に係る還付申請					−
Y04	輸入貨物評価（個別）申告Ｉ（事前審査）	●				１　当該手続の申請先税関官署は、各税関の本関のみである。 ２　「輸入貨物の評価（包括）申告Ｉ」（税関様式Ｃ第５３００号）の記載要領については税関様式関係通達の「Ⅱ　記載要領及び留意事項」を参照すること。 ３　事前審査に係る個別評価申告書が受付けられた場合、受付番号及び受付年月日については、「許可・承認等通知情報」（出力情報コード：ＣＡＬ００６１）の「税関通信欄」欄に出力される。
（省略）						

　　【知的財産関係】から【調査関係】まで　（省略）
　第３節から第３０節まで　（省略）
第３章及び第４章　（省略）

改　　正　　前

「電算関係税関業務事務処理要領」（税関手続関連 共通編）　−共通手続−

第１章　（同左）
第２章　共通事項
　第１節　（同左）
　第２節　汎用申請関係手続
　　システムを使用して汎用申請対象手続を行う場合は、この節の定めるところによる。
　　ただし、国際観光旅客税の納付に関する手続について、汎用申請を利用して行う場合は、後記第２１節（国際観光旅客税納付関係手続）を参照すること。
　　１から４まで　（同左）
　　［付表］汎用申請対象手続一覧（手続別特記事項）
　　【監視関係】　（同左）
　　【通関・収納・評価・関税鑑査官・調査統計・通関業監督官・訟務関係】
　　官署制限：申請官署制限手続
　　時間外　：時間外執務要請届が必要な手続
　　手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続
　　通関士　：通関士審査必要手続（申請を代理する場合に限る。）

申請手続種別コード	手続名称	官署制限	時間外	手数料等	通関士	特記事項
（同左）						
（同左）						
（新規）						
（同左）						
（同左）						

　　【知的財産関係】から【調査関係】まで　（同左）
　第３節から第３０節まで　（同左）
第３章及び第４章　（同左）